

119番通報の活用を！！



消防活動や救急救助活動は一分一秒を争う時間との勝負です。

皆さんの正しい119番通報は、迅速・確実な消火活動や救急活動につながります。

いざという時のために、落ち着いて119番通報ができるよう日頃から手順などを確認し、119番を有効に使いましょう。

▽119のかけ方

ー 局番なしの119へ ー

【あわてず落ち着いて電話する】

あわてていては、大事なことは伝わりません。

まずは落ち着いて、自分の安全を確保して、病人の状態・災害の状況をできるだけ把握してください。

【安全なところから電話する】

通報している場所に煙や火が迫っていたり、異臭・有毒ガスの臭いがするなど、少しでも危険を感じたときは、直ちに電話を切って安全な場所まで避難したあとでもう一度119番通報してください。

【119番で伝える4つのポイント】

通報は一方的に話をせず、係員の質問にできるだけ詳しく答えてください。

係員からお聞きすることは主に次の4点です。

- ①災害の種類（火災・救急・それ以外の災害）をはっきりと伝える。
- ②住所は市町村名から番地まで正確に、わからなければ目標となるものを伝える。
- ③災害の内容をはっきりと伝える。
 - ・火災の時～何が燃えているのか、延焼の恐れは、逃げ遅れた人・けが人の有無。
 - ・救急の時～病人やけが人の数、症状や状態など。
- ④通報者のお名前・電話番号を伝える。

※通報後、容態の変化の有無などをお聞きするため電話する場合があります。

【FAXでの送信も可能です】

消防指令センターでは主に耳や言葉の不自由な方向けにファックスからの119番通報を受け付けています。

- ①ファックスに通報内容を書いた用紙をセットし、局番なしの119番に送信してください。
- ②折り返し、消防司令センターから通報者へ受信確認書のファックスを返信します。

すぐに送信できるよう、様式をダウンロードしあらかじめ記入しておくことをお勧めします。様式は、とちぎ広域消防局ホームページからダウンロードするか、消防署においてありますので、ご利用ください。

※その他～119番通報例などについては、とちぎ広域消防局ホームページに記載されていますので参考にしてください。

消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告と納税は正しくお早めに

平成28年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、平成29年3月31日（金）が申告・納付の期限となっています。

税務署などの申告相談会場は、特に所得税及び復興特別所得税の確定申告期限（平成29年3月15日（水））間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけ自分で作成し、お早めに提出してください。なお、申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税及び地方消費税の申告書や所得税及び復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して送信することができますので、申告書の作成には、ぜひ、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告について

消費税の課税事業者に該当する個人事業者の方は、平成29年3月31日（金）までに、平成28年分の「消費税および地方消費税の確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出するとともに、その消費税額および地方消費税額を納付してください。

【平成28年分において課税事業者となる個人事業者の方】

- ① 平成26年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ② 平成26年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成27年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
 - ③ ①、②に該当しない場合で、平成27年1月1日から平成27年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。
（注）事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

【申告に当たっての留意点】

- 課税事業者となる方は、平成28年分（課税期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成28年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。
- 平成26年分の課税売上高が5,000万円以下で、平成27年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。これ以外の課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。
- 消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（一般用については「付表2」、簡易課税用については「付表5」）を添付してください。
- 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付してください。
- 平成28年分の消費税及び地方消費税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載及び申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

納付期限と振替納税の利用について

確定申告による消費税及び地方消費税の納期限及び振替日は、次のとおりです。

- 納期限・・・平成29年3月31日（金）
- 振替日・・・平成29年4月25日（火）

現金で納付される場合は、納期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関（日本銀行歳入代理店）又は住所等所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

また、e-Taxを利用すれば自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。

その他、振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関又は税務署に出向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

税に関する情報は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）へ

e-Taxの操作に関するお問い合わせ ☎ 0507-01-5901

e-Taxに関する情報はホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）へ

問合せ先 豊頃消防署 ☎ (574) 2310

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ (572) 2171